

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	特別弔慰金支給事業		整理番号	1306-008		
第2次 総合計画体系	政策目標	1 健やかに暮らせるまち	担当部署	福祉課		
	分野別施策	2 地域福祉の充実	所属長	森本 志子		
	主な施策	2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり	電話番号	82-6306		
根拠法令等	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	令和2年度	<input checked="" type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	①基準日より前に、軍人、軍属、準軍属が死亡している。 ②基準日に、その戦没者の死亡に関し、公務扶助料等の年金給付の受給権を有する者が遺族の中に一人にいない。 ③基準日まで、援護法の弔慰金の受給権を取得している。	対象者	同左
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	元軍人、軍属及び順軍属に対し、恩給法による公務扶助料、特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金等の受給権を有する遺族がいない場合に、残された遺族に対し戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債として支給する。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	厚生労働省より提供された前回の弔慰金受給者リストと町で保管されている請求書控えを確認して町で受付。県へ進達・審査・決定した後に町へ裁定通知書・裁定者の明細・受領書が送付されるので、日本銀行交付取扱店で町が国債を代理受領する。その後、遺族へ裁定通知書と国債を窓口交付する。 ※町窓口へ請求→町から県へ進達→県にて決定・厚労省へ裁定報告・町へ裁定通知書送付 厚労省→財務省→日本銀行→日銀交付取り扱い店→町で代理受領→遺族へ裁定通知書と国債配布 (受付時、町窓口では、弔慰金支給要件に照らし合わせて、請求権があるかどうか、支給順位が一番上位であるかどうか、同順位であれば同意書添付等の確認作業その他を行っている。)		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金) 期間: 令和2年4月1日～令和5年3月31日 令和3年度 請求者 25名 裁定者 0名 令和4年度 請求者 32名 裁定者 48名		
特記事項			

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度	令和4年度(評価対象年度)	令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	106,970	51,091	0	
財源内訳	国庫支出金(a)			
	県支出金(b)	103,000	51,091	0
	地方債(c)			
	その他(d)			
	うち受益者負担			
	一般財源(e)	3,970		
特定財源の名称・金額	特別給付金等支給事務市町村交付金 51,091円			
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費 需用費(消耗品費) 46,891円 役務費(通信運搬費) 4,200円			
備考				